

私道寄附願い手続き要領

令和3年12月9日改正

1 要件

市が寄附を受けることができる私道及び市道の後退部分は、公衆上特に必要であり、管理上も特に支障が無いと認められるもので次の(1)から(4)の全ての要件を満たすものとする。

(1) 法令上の位置付等の要件

公道との接続及び道路の法令上の位置付けが次のいずれかに該当すること。

- i) 道路の起点・終点が公道に接続し、通り抜けが出来る道路であり、建築基準法上の道路であること。(ただし、第43条第1項但し書き道路は除く)
- ii) 道路の起点・終点のどちらかが公道に接続されている行き止まり道路であり、建築基準法第42条1項2号及び5号道路であること。
- iii) 市道の後退分は、建築基準法第42条第2項道路の後退幅であること、もしくは建築基準法第42条1項2号(開発道路)の後退幅であること。
- iv) 東京都建築安全条例による隅切り及びその同等以上の隅切り

(2) 道路の構造上の要件

道路の構造は、次の要件をすべて満たすこと。

- i) 道路幅員が4m以上であり、道路の交会箇所、屈曲する箇所に適切な2m以上の隅切りがあること。また道路後退については(1) iii)に掲げる法令上の幅員を満たしていること。
- ii) 現況道路の舗装の状態や排水施設の機能が良好であること。

(3) 登記上の要件

寄附を行う道路の登記上の要件は、次のすべてを満たすこと。

- i) 道路敷地の権原を有し、又は権原の取得が確実であること。
- ii) 私道に所有権以外の権利(抵当権等)が設定されていないこと。
- iii) 登記事項証明書と住民票の住所が一致していること、また相続登記が済んでいること。

(4) その他の要件

以下は、すべての要件を満たすこと。

- i) 地積測量図、筆界確認書を整え道路境界図を作成すること。
- ii) 道路上に支障物が設置されていないこと。また道路境界に越境している塀や生垣等がある場合は全て撤去し更地にすること。

2 必要書類

- 敷地寄附願 (地権者全員) 所有者毎に各1部
- 認 定 様式第1号
- 区域変更 様式第2号
- 案内図 1部
- 公図写 (登記所備え付け) 1部
- 地積測量図写 (分筆図) 1部
- 土地登記事項証明書 (住民票の住所と一致するもの) 1部
- 道路境界図*
- マイラー原図 1部
- 上質紙コピー (指示による)
- 筆界確認書 (写) 又は承諾書 1部
- 登記原因証明情報兼登記承諾書 所有者毎に各1部
- 印鑑証明書 1部
- 資格証明書 (法人の場合) 1部
- その他必要な書類 ()

※敷地寄附願を提出する前に道路境界図(下図)を提出してください。

添付書類

3.記入上の注意

*敷地寄附願

- ・記入は、すべてボールペンまたは万年筆を使用してください。
- ・印鑑は、実印とし、捨印を押印してください。

*登記原因証明情報

- ・記入は、すべてボールペンまたは万年筆を使用してください。

*登記承諾書

- ・年月日の2箇所は記入しないでください。(市で記入します)
- ・印鑑は、実印を押印し「作成例」に従って捨印を押印してください。
- ・法人の場合は、代表者名も記入してください。

*承諾書（敷地境界）

- ・記入は、すべてボールペンまたは万年筆を使用してください。
- ・印鑑は、認印で差し支えありません。

4.その他注意事項

- (1) 寄附地部分の分筆がされていない場合は、分筆登記を済ませてください。
- (2) 私道の所有が共有の場合、全員の同意を得てください。土地登記事項証明等により私道共有者の所在が特定できない場合は別途問い合わせ先までご相談ください。
- (3) 測量及び道路境界図の作成、登記費用の負担については、個人負担となります。
- (4) 河川や水路に占用物として設置している橋梁等についての譲渡については、別途協議となります。
- (5) 道路整備に関しては、道路工事係と協議してください。

その他、記載のない事項については別途協議となります。

※詳しくは、道路課道路台帳係にお問合せください。

問合せ先： 都市基盤部道路課道路台帳係
TEL： 042-438-4056（直通）
E-mail： douro@city.nishitokyo.lg.jp